								西区	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	第二区	（略）
各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	第一区境界線、西区東防波堤南端から釧路港西区南防波堤東灯台まで引いた線、西区南防波堤、釧路港西区南防波堤西灯台から二百六十九度千百九十メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	（略）
								釜石	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	釜石第一区	
各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	釜石港湾口北防波堤灯台（北緯三十九度十五分三十三秒東経百四十一度五十五分五十四秒）から三百度二千八百十五メートルの地点から百八十五度五百九十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに矢ノ浦橋下流の甲子川水面	
								京浜東京区	
各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	第三区	

								西区	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	第二区	（略）
各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	第一区境界線、西区東防波堤南端から釧路港西区南防波堤東灯台（北緯四十二度五十九分二十一秒東経百四十四度二十分三十秒）まで引いた線、西区南防波堤、同防波堤西端から二百七十三度五十分に港界線まで引いた線、港界線及び陸岸により囲まれた海面	（略）
								釜石	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	釜石第一区	
各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	釜石港湾口北防波堤灯台（北緯三十九度十五分三十二秒東経百四十一度五十五分五十四秒）から三百度二千八百十五メートルの地点から百八十五度五百九十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに矢ノ浦橋下流の甲子川水面	
								京浜東京区	
各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	第三区	